スキー及びスノーボード（国際スキー連盟）（ジャンプ競技、フリースタイル（エアリアル及びハーフパイプ）及びスノーボード（ハーフパイプ及びビッグエアー））

水中スポーツ（世界水中連盟）（コンスタント・ウェイト・アプネア（足ひれを使用するもの又は使用しないもの）、ダイナミック・アプネア（足ひれを使用するもの又は使用しないもの）、フリー・イマージョン・アプネア、ジャンプ・ブルー・アプネア、スピアフィッシング、スタティック・アプネア、水中ターゲット・シューティング及びヴァリアブル・ウェイト・アプネア）

注　競技会外においても、禁止する。

ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。

アセブトロール
アルプレノロール
アテノロール
ベタキソロール
ビソプロロール
ブノロール
カルテオロール
カルベジロール
セリプロロール
エスモロール
ラベタロール
レボブノロール
メチプラノロール
メトプロロール
ナドロール
オクスプレノロール
ピンドロール
プロプラノロール
ソタロール
チモロール

○東北地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　県中都市計画道路事業三・四・二百六号須賀川駅並木町線
三　事業施行期間　自平成二十九年一月六日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県須賀川市南町、大町及び千日堂地内
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
村上市蒲萄字川下六六三番一から同市蒲萄字マキ六七五番一まで	前	二七・七五～六五・七五メートル	
	後	二八・〇〇～七〇・七五メートル	〇・二九五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号及び五十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大分市大字宮崎字五反田八三〇番二から同市大字下判田字上田中二三一三番七まで	前	B A 一二・〇〇～八五・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二七・六〇～一六〇・〇〇メートル 一二・〇〇～八七・二八五・六〇二キロメートル 二七・六〇～一六〇・〇〇メートル 四・三〇二	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○北海道開発局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十三号
(三)　占用を制限する区域　北海道紋別郡遠軽町野上七一番一から同町野上七二番一まで